

広島県環境影響評価に関する条例の一部を改正する条例
 広島県環境影響評価に関する条例(平成十年条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

改正後

改正前

目次

目次

第一章 総則(第一条―第三条の二)

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 技術指針(第四条)

第二章 技術指針(第四条)

第三章 環境影響評価に関する手続

第三章 環境影響評価に関する手続

第一節 方法書の作成等(第五条―第十条)

第一節 方法書の作成等(第五条―第十条)

第二節 環境影響評価の実施等(第十一条・第十二条)

第二節 環境影響評価の実施等(第十一条・第十二条)

第三節 準備書の作成等(第十三条―第十九条)

第三節 準備書の作成等(第十三条―第十九条)

第四節 評価書の作成等(第二十条―第二十三条)

第四節 評価書の作成等(第二十条―第二十三条)

第五節 対象事業の内容の修正等(第二十四条・第二十五条)

第五節 対象事業の内容の修正等(第二十四条・第二十五条)

第四章 評価書の公告及び縦覧後の手続(第二十六条―第二十九条)

第四章 評価書の公告及び縦覧後の手続(第二十六条―第二十九条)

第五章 事後調査の実施等(第三十条―第三十二条)

第五章 事後調査の実施等(第三十条―第三十二条)

第六章 手続に関する特例等

第六章 手続に関する特例等

第一節 都市計画に係る対象事業に関する特例等(第三十三条・第三十四

第一節 都市計画に係る対象事業に関する特例等(第三十三条・第三十四

条)

条)

第二節 港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続(第三十五条・第三

第二節 港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続(第三十五条・第三

十六条)

十六条)

第七章 広島県環境影響評価技術審査会(第三十七条―第四十一条)

第七章 広島県環境影響評価技術審査会(第三十七条―第四十一条)

第八章 環境影響評価法との関係(第四十二条・第四十三条)

第八章 環境影響評価法との関係(第四十二条・第四十三条)

第九章 雑則(第四十四条―第五十条)

第九章 雑則(第四十四条―第五十条)

附則

附則

(方法書の送付等)

(方法書の送付等)

第六条 事業者は、方法書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長に対し、方法書及びこれを要約した書類(次条において「要約書」といふ。)を送付しなければならない。

第六条 事業者は、方法書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長に対し、方法書を送付しなければならない。

2 (略)

2 (略)

(方法書についての公告及び縦覧)

(方法書についての公告及び縦覧)

第七条 知事は、前条第一項の規定による送付を受けたときは、規則で定めると

第七条 知事は、前条第一項の規定による送付を受けたときは、規則で定めると

改正後

ころにより、事業者から方法書の送付を受けた旨その他規則で定める事項を公告し、方法書及び要約書の写しを公告の日から起算して一月間縦覧に供するものとする。

2 (略)

3 事業者は、規則で定めるところにより、第一項の縦覧期間中、方法書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(説明会の開催等)

第七条の二 事業者は、規則で定めるところにより、前条第一項の縦覧期間内に、第六条第一項に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会(以下「方法書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、第二項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(方法書についての意見書の提出)

第八条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第七条第一項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 (略)

改正前

ころにより、事業者から方法書の送付を受けた旨その他規則で定める事項を公告し、方法書の写しを公告の日から起算して一月間縦覧に供するものとする。

2 (略)

(方法書についての意見書の提出)

第八条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条第一項の公告の日から、同項の縦覧期間が満了する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 (略)

改正後

改正前

(準備書の送付等)

第十四条 事業者は、準備書を作成したときは、知事及び第六条第一項の規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第八条第一項及び第十条第一項の意見並びに第十二条の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第六条第一項に規定する地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）を管轄する市町長（以下「関係市町長」という。）に対し、準備書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

(準備書についての公告及び縦覧)

第十五条 (略)

2 第七条第二項及び第三項の規定は、準備書について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十五条第一項」と、「前条第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と、「方法書」とあるのは「準備書」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第十五条第一項」と、「方法書及び要約書」とあるのは「準備書及び第十四条に規定する要約書」と読み替えるものとする。

(説明会の開催等)

第十六条 事業者は、規則で定めるところにより、前条第一項の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「準備書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第七条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十六条第二項において準用する第二項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第十六条第一項及び第二項において準用する前三項」と読み替えるものとする。

(準備書の送付等)

第十四条 事業者は、準備書を作成したときは、知事及び第六条第一項の規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第八条第一項及び第十条第一項の意見並びに第十二条の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第六条第一項に規定する地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）を管轄する市町長（以下「関係市町長」という。）に対し、準備書及びこれを要約した書類（次条及び第十六条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

(準備書についての公告及び縦覧)

第十五条 (略)

2 第七条第二項の規定は、準備書について準用する。この場合において、同条中「前項」とあるのは「第十五条第一項」と、「前条第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と、「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。

(説明会の開催等)

第十六条 事業者は、規則で定めるところにより、前条第一項の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、

改正後

(評価書の公告及び縦覧)

第二十二條 (略)

2 第七条第二項及び第三項の規定は、評価書について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十二條第一項」と、「前条第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と、「方法書」とあるのは「評価書」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第二十二條第一項」と、「方法書及び要約書」とあるのは「評価書及び第二十一條に規定する要約書」と読み替えるものとする。

(法の対象事業等に係る環境影響評価その他の手続)

第四十三條 第十条第三項、第十九條第三項、第二十九條から第三十二條まで及び第四十四條(第一項第二号、第三号及び第七号を除く。)の規定は、法第二條第四項に規定する対象事業(以下「法対象事業」という。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

第三十條第一項	
事業者	法の事業者
評価書に記載された第十三條第一項第七号ハ	法対象事業の実施以後において、環境の保全

改正前

知事及び関係市町長の意見を聴くことができる。
4| 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、第二項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、前条第一項の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により、準備書の記載事項を周知するように努めなければならない。
5| 前各項に定めるもののほか、説明会の開催に關し必要な事項は、規則で定める。

(評価書の公告及び縦覧)

第二十二條 (略)

2 第七条第二項の規定は、評価書について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第二十二條第一項」と、「前条第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と、「方法書」とあるのは「評価書」と読み替えるものとする。

(法の対象事業等に係る環境影響評価その他の手続)

第四十三條 第十条第三項、第十九條第三項、第二十九條から第三十二條まで及び第四十四條(第一項第二号、第三号及び第七号を除く。)の規定は、法第二條第四項に規定する対象事業(以下「法対象事業」という。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

第三十條第一項	
事業者	法の事業者
評価書に記載された第十三條第一項第七号ハ	法対象事業の実施以後において、環境の保全

改正後

改正前

	<p>に掲げる事項に基づき 事後調査</p>	<p>のための措置が将来判 明すべき環境の状況に 応じて講じるものであ る場合であつて、当該 環境の状況の把握のた めの措置（法第三十八 条の三第一項の規定に より公表されたものを 除く。）</p>
--	----------------------------	---

	<p>に掲げる事項に基づき 事後調査</p>	<p>のための措置が将来判 明すべき環境の状況に 応じて講じるものであ る場合であつて、当該 環境の状況の把握のた めの措置</p>
--	----------------------------	--

<p>第三十一条第三項</p>	<p>関係市町長</p>	<p>法第十五条の関係市町 長</p>
-----------------	--------------	-------------------------

<p>第三十一条第三項</p>	<p>関係市町長</p>	<p>法第十五条の関係市町 長</p>
-----------------	--------------	-------------------------

<p>第三十二条</p>	<p>事後調査報告書の提出 を受けた場合又は環境 調査を実施した場合</p>	<p>事後調査報告書の提出 を受けた場合、環境調 査を実施した場合又は 法の事業者が法第三十 八条の三第一項の規定 による公表をした場合 （環境の保全のための 措置が将来判明すべき 環境の状況に応じて講 じるものである場合に おける当該環境の状況 の把握のための措置に 係るものに限る。）</p>
--------------	--	--

<p>第三十二条</p>	<p>事業者</p>	<p>法の事業者</p>
--------------	------------	--------------

(略)

(略)

2 (略)

2 (略)

<p>3 知事は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、技術審査会の意見を聴くことができる。</p> <p>一 法第三条の三第一項の配慮書の案又は配慮書について意見を述べるとき。</p> <p>二 法第十条第五項又は法第二十条第五項（法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により意見を述べるとき。</p> <p>附 則（平成二十四年十二月二十五日条例第七三号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の日前に知事が送付を受けた環境影響評価方法書、環境影響評価準備書及び環境影響評価書については、なお従前の例による。</p>	<p>改正後</p>
	<p>改正前</p>